

高橋滋先生 名誉教授称号授与記念

献辞

高橋滋先生は、1981年3月に東京大学法学部を卒業、同年4月一橋大学大学院法学研究科修士課程に進学、1983年4月に同大学院博士後期課程に進学されました。1986年3月に同大学院博士後期課程を単位取得退学され、同年4月に徳島大学講師に就任、同大学助教授を経て、1991年10月に一橋大学の法学部助教授に着任、以来、助教授、教授（1999年4月に大学院法学研究科教授に配置換え）として、本学の教育研究のために尽力されました。1993年1月には一橋大学博士（法学）の学位を取得されています。

先生は、法学部、大学院法学研究科において行政法関連の講義やゼミナールを、法科大学院、国際・公共政策大学院においても多数の講義等を担当され、多くの学生、院生を育てられました。先生のご指導の下で育った多くの優秀な研究者が全国の大学において活躍しています。また、教育研究評議会評議員、国際・公共政策大学院院長、一橋大学副学長などの要職を歴任され、一橋大学全体の発展のためにも、貢献されました。

研究面では、行政法全般にわたり多数の業績を公表され、特に、『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）、『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）に代表される行政訴訟・行政手続の研究、『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）を筆頭に、『福島原発事故と法政策（一橋大学・公共政策提言シリーズNo.3）』（第一法規、2016年）、『原発事故からの復興と住民参加（一橋大学・公共政策提言シリーズNo.4）』（第一法規、2017年）へと至る科学技術安全法の研究は、学界の共通財産との評価を得ています。また、先生の一橋大学での研究の集大成である『行政法』（弘文堂、2016年。第二版、2018年）は、行政法の代表的な基本書として、多くの研究者と学生に親しまれています。

さらに、先生は、法政策学の領域に深い関心を寄せられ、行政法領域における法政策学的な研究組織である「行政法研究フォーラム」の立ち上げに貢献し、後に運営を担われたほか、行政不服審査法や公文書管理法の制定、行政事件訴訟法

改正の五年後見直し等、行政法分野の基本法令の制定作業等に深く関与されました。その他、環境法政策学会の理事長を四年間務められたほか、行政法・環境法関連の学会・研究会の幹事、企画・運営委員なども経験されました。社会貢献の面では、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、人事院などの審議会委員などを歴任され、現在も、総務省公害等調整委員会委員、最高裁判所情報公開・個人情報保護審査委員会委員長、内閣府規制改革推進会議行政手続部会長、内閣府地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会部会長、東京都行政不服審査会会長を務められています。加えて、新司法試験開始時の考査委員となられたほか、東京大学大学院や司法研修所の講師などを勤められ、幅広い要請に応え続けてこられています。

先生は、2016年9月をもって本学を退職され、現在は、法政大学法学部教授として、教鞭をとっておられます。本来の定年であった本年2019年4月、一橋大学より先生に名誉教授称号が授与されました。そこで、先生のもとで学んだ行政法研究者、学内外の研究会で先生にお世話になった法学研究科の行政法のスタッフが、名誉教授称号授与をお祝いするために、特集を組むことにいたしました。先生が今後とも元気で御活躍されることを、執筆者一同、心より願っております。

2019年7月

執筆者を代表して 野口貴公美